

第 2 節 環境影響評価制度と環境監視

第 1 環境評価制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種の開発事業について、環境汚染の未然防止を図るため、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年2月制定）（以下「要綱」という。）に基づき、手続きに従って当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価する環境影響評価を実施している。対象事業は、次の17事業の一定規模以上のものとし、またこれらと同程度に環境に影響を及ぼす可能性があると知事が認めた事業も対象としている。

①道路の建設、②ダムの建設、③鉄道又は軌道の建設、④飛行場の建設、⑤発電所の建設、⑥公有水面埋立て、⑦土地区画整理事業、⑧新住宅市街地開発事業、⑨工業団地の造成、⑩新都市基盤整備事業、⑪流通業務団地造成事業、⑫工場又は事業場の建設、⑬宅地の造成又は住宅団地の建設、⑭廃棄物処理施設の建設、⑮下水道終末処理場の建設、⑯土石又は砂利の採取、⑰レクリエーション施設の建設

環境影響評価の対象とする環境項目は2-4表のとおりであり、環境影響評価の具体的な方法については技術指針で定めている。

2-4表 環境影響評価の対象とする環境項目

区 分	項 目	
生 活 環 境	公害に係るもの	大気汚染、水質汚濁（底質を含む）、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染
		日照障害、電波障害
自 然 環 境	気象、地象、水象、動物、植物、レクリエーション、自然景観	
歴史的文化的環境	文化財、歴史的文化的景観	

住民参加は要綱の基本的要素として重視されており、住民は、事業者による説明会、知事が必要に応じて開催する公聴会に出席できるとともに、縦覧に供した環境影響評価準備書に対して、環境保全上の見地から意見書を提出できることとなっている。

また、環境保全上の見地から学識経験者の専門的な意見を聞くため、環境影響評価委員会を設置し、同委員会は知事の求めに応じて、環境影響評価準備書について意見を述べることとなっている。

平成5年度は、和泉コスモポリス土地区画整理事業について、環境影響評価委員会の意見を聴くなど厳正に審査を行うとともに、関係市長の意見を勘案して環境保全上の意見などを作成した。都市計画決定権者である知事は意見に対する見解などを追加して、平成5年8月、環境影響評価書を作成し、1ヵ月間縦覧に供した。

第 2 関西国際空港の環境監視

1 関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港の建設・運用及びこれと密接に関連する事業の実施によって、地域住民の生活に支障が及

ぶことのないよう、環境面、社会・経済面の監視を行うことを目的として、府及び泉州9市4町の長で構成する「関西国際空港環境監視機構」（昭和61年発足）（以下、「監視機構」という。）を運営している。監視機構には、環境部会、物価部会及び地価部会を置くとともに、専門的な事項を調査、検討するため環境および社会・経済に関する学識経験者で構成する「関西国際空港環境監視検討委員会」を置いている。

監視機構では、事業主体や地方公共団体によって行われた環境監視結果等の報告を受け、それを検討するとともに、必要に応じ事業主体などへの対策の要請・勧告等を行うこととしている。

平成5年度においては、環境編、物価編及び地価編に分けて監視結果をとりまとめ、府及び泉州9市4町の計17か所において公開した。

また、空港、りんくうタウン及び土砂採取事業にかかる工事については、環境保全対策の実施状況等を確認するため、監視機構独自の調査を実施した。さらに、環境監視データの迅速な把握を行うため、事業主体が共同で設置している関西国際空港総合環境センターの端末機を府環境局に設置している。

2 関西国際空港総合環境センターの活用

関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業（りんくうタウン整備事業）及び阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業について、地域全体を捉えた総合的な環境監視を行うために、関西国際空港総合環境センター（以下、「総合環境センター」という。）を設置し、3事業に係る監視結果を一元的に収集・整理、解析を行い、月報などを作成するとともに、地域住民に対して環境監視の情報公開を行った。平成5年度末までの閲覧者は総計2937人である。

なお、総合環境センターは、りんくうタウン整備事業における護岸工事及び土砂採取事業の完了に伴い、平成6年3月31日に業務を完了した。